

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																														
福山医療専門学校		平成14年3月29日		演藤 春暉		〒 721-0945 (住所) 広島県福山市引野町南1丁目8番45号 (電話) 084-946-6780																														
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																														
学校法人福山医療学園		平成3年7月30日		理事長 門前 正伸		〒 721-0945 (住所) 広島県福山市引野町南1丁目8番45号 (電話) 084-946-6780																														
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																														
医療	医療専門課程	看護学科		平成30(2018)年度	-	-																														
学科の目的	看護師に必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献できる看護の実践者を育成することを目的とする。																																			
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	【取得可能な資格】看護師 ①3年間の看護教育課程 ②担任・チュートリアル教育の併用及び他職種連携教育 ③充実の教育設備 その他に病院・施設と連携体制をとり1年次より臨床実習を行っている。																																			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																													
3 年	昼間 ※単位時間、単位いずれかに記入	単位時間 105 単位	単位時間 82 単位	単位時間 0 単位	単位時間 23 単位	単位時間 0 単位	単位時間 0 単位																													
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																																
120 人	64 人	0 人	0 %	11 %																																
就職等の状況	■卒業者数(G) : 18 人 ■就職希望者数(D) : 18 人 ■就職者数(E) : 15 人 ■地元就職者数(F) : 15 人 ■就職率(E/D) : 83 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 83 % ■進学率 : 0 人 ■その他 3名 再受験に向けて学校の受験サポートシステムを利用して学習中 (令和 5 年度卒業生に関する令和6年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 病院																																			
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL																																			
当該学科のホームページURL	https://www.fukuiro.ac.jp/kango/																																			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定) <table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>0 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>単位時間</td> </tr> </table> (B: 単位数による算定) <table border="1"> <tr> <td>総単位数</td> <td>105 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td> <td>23 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の単位数</td> <td>0 単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修単位数</td> <td>23 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td> <td>23 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td> <td>0 単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td> <td>0 単位</td> </tr> </table>								総授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間	総単位数	105 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	23 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位	うち必修単位数	23 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	23 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位
総授業時数	0 単位時間																																			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																			
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																																			
うち必修授業時数	単位時間																																			
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																			
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																																			
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																																			
総単位数	105 単位																																			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	23 単位																																			
うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位																																			
うち必修単位数	23 単位																																			
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	23 単位																																			
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位																																			
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位																																			
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12 人</td> </tr> </table> 上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数 12 人								① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	6 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	6 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	12 人																
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	6 人																																			
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	6 人																																			
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																			
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																			
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																			
計	12 人																																			

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

看護師として必要な実践的かつ専門的な能力を有し、社会から求められる人材を育成するため、教育課程編成委員会における企業・業界団体等意見、情報を十分に活かし、最新の實務知識、技術、技能を習得できる教育課程の編成を行う。

カリキュラム作成において、具体的に以下の項目において企業・業界関係者の委員からの提言を受け入れ、教育内容の検討を図れる関係を構築できるように進める。

1.臨地実習の事前事後の指導内容について

2.より現場に即した方法で医療サービスを提供するための教育内容について

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成編成委員会は校長の下に置く。委員長を学校長とし、教育課程について委員会で審議、評価する。委員会であげられた意見等を十分に活かし教育課程に反映させるため、必要なカリキュラムの改善及び課題の検討を重ね、校長の許可を経て決定する。より実践的な専門知識や技術を習得するためのカリキュラムを編成していく。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年3月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
宇野 文夫	新見公立大学 講師	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	②
伊吹 芳訓	医療法人社団いぶき小児科 院長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
村上 達則	独立行政法人国立病院機構呉医療センター リハビリテーション科主任	令和6年2月28日～令和7年3月31日(1年)	③
村上 恵	独立行政法人国立病院機構福山医療センター 看護師	令和6年2月28日～令和7年3月31日(1年)	③
沖辺 裕樹	医療法人仁康会小泉病院 リハビリテーション科科长	令和6年2月28日～令和7年3月31日(1年)	③
大原 知	ボウサイズ 代表者	令和6年2月28日～令和7年3月31日(1年)	③
濱藤 春暉	福山医療専門学校 校長	令和5年10月1日～令和7年3月31日(1.5年)	—
佐近 隆二	福山医療専門学校 作業療法学科学科長	令和5年10月1日～令和7年3月31日(1.5年)	—
仁泉 健太郎	福山医療専門学校 理学療法学科学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
曾田 修治	福山医療専門学校 救急救命学科学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
橋本 笑子	福山医療専門学校 看護学科学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
門前 正基	福山医療学園 事務局長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、2月) その他必要に応じて開催する場合がある。

(開催日時(実績))

第1回 令和5年8月21日 12:30～13:30

第2回 令和5年10月4日 12:30～13:30

第3回 令和6年2月28日 12:30～13:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

学生への評価が課題である。教育課程の中にある実習の位置づけにおいて、施設によって学ぶ側の平等性が保てているのか指摘があった。教育現場である学校は、学生の伸びしろを増やし、国家試験合格への支援が最重要となる。個々の支援は、丁寧にできているか対応してほしいとの要望があった。

企業と連携した実習・演習科目については、最新の知識や技術を必要するため、外部委員の増員を既存8名から12名へ増員し、教育課程の問題点解決へ順応していく考えである。学生評価については、現代の医療現場は医療の高度化、多様化に加え、地域完結型への転換など急速な変化が起きている。このニーズに対応していくためには、臨床と教育が常に協働して看護職者を育てていくことが大切となる。この課題については、共有ダブレット内に教員用電子テキストを導入し、実習先でも指導力が保てるようにした。共通認識をどれだけ持てるかに視点を置いて、来年度から学生用電子テキストを導入し、実践的教育の質向上を図りたいと考える。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため、実習・演習等の授業を企業等と連携して行うことにより、最新の知識・技術及び技能を修得させることを目的とする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習においては事前に実習指導者会議を開催し、施設ごとに担当する一定の教員を配置し実習科目の理解と学生が理解できるように努めている。実習における学修成果は実習計画に基づき、その都度実習指導者と担当教員で確認しながら協議を行い最終評価を決定している。演習時の学習成果について意見交換を行い評価に繋げている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
基礎看護学実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	医療チームの一員としての自覚や看護倫理の学びに関連させ、人間尊重の理念を深め、健康を守るための様々な捉え方を学修する。	福山市民病院 独立行政法人国立病院機構福山医療センター 社会福祉法人春海会エクセル福山
基礎看護学実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	高齢化が進み「健康を増進する、病気を予防する、病気を管理する」ことへ転換されるようになり、住民の健康問題のみならず、生活の質にも注目しながら、住民一人ひとりに寄り添って支援できる医療活動を学修する。	福山市民病院 独立行政法人国立病院機構福山医療センター 医療法人社団日本鋼管病院
小児看護学実習	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	遺伝子治療、ゲノム改変の基本的な役割から医療倫理・臨床倫理を包括した生命倫理を理解する。主に遺伝子技術や生殖技術、移植医療、人工妊娠中絶、安楽死について生命倫理的に理解する。	福山市民病院 独立行政法人国立病院機構福山医療センター 福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育指導課
母性看護学実習	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	コミュニケーションについての考え方やカウンセリング理論・技法について学び、終末期ケア領域、母性看護領域、老年看護領域、がん看護領域、精神看護領域、地域看護領域など様々な看護領域で応用できるコミュニケーション・スキルについて演習を通して学習する。	福山市民病院 独立行政法人国立病院機構福山医療センター 医療法人社団白河産婦人科 よしだレディースクリニック
精神看護学実習	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	看護の先駆者たちの主要観念等を通して看護の本質を理解し、専門職としての自己の看護観を発展させていく基本的能力を学修する。看護活動が科学的根拠に基づき倫理的に実践できることの重要性を学修する。	医療法人社団若葉会蔵王病院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学校法人福山医療学園福山医療専門学校教職員研修規程に基づき、職務遂行に必要な知識や技術を習得させ、教員の能力および教員の資質の向上を図ることを目的に研修を行う。特に職能団体や企業に連携した実務に関する能力や指導力の習得・向上のための研修には全教員が参加し研鑽に努める。研修に参加した教員は修得した知識や技術等の研修成果を学校業務に還元する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	専任教員継続研修 トピックス研修	連携企業等:	広島県
期間:	令和5年9月3日(日)	対象:	看護学科教員
内容:	カリキュラム改正で期待される看護の実践能力の育成		
研修名:	専任教員継続研修 トピックス研修	連携企業等:	広島県
期間:	令和5年9月30日(土)	対象:	看護学科教員
内容:	特別な支援を要する看護学生の特性と合理的配慮の実践		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	令和5年度教職員研修会	連携企業等:	公益社団法人広島県専修学校各種学校連盟
期間:	令和5年11月8日(水)	対象:	校長・管理職・教職員
内容:	教員の質、指導力向上等の研修		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	令和6年度第1回広島県看護学校教務主任会議	連携企業等:	広島県看護学校協会
期間:	令和6年5月8日(水)	対象:	看護学科学科長
内容:	広島県健康福祉局医療介護基盤課からの連絡事項、教務主任会の活動について		
研修名:	日本看護学校協議会 学校長会	連携企業等:	日本看護学校協議会
期間:	令和6年5月28日(火)	対象:	看護学科学科長
内容:	健全な看護学校経営をめざして		
研修名:	令和6年度第1回広島県看護学校看護職代表者会議	連携企業等:	広島県看護学校協会
期間:	令和6年6月5日(水)	対象:	看護学科学科長
内容:	広島県健康福祉局医療介護基盤課からの情報提供、代表者会議の活動について		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	広島県看護学校教務主任会研修会	連携企業等:	広島県看護学校教務主任会
期間:	令和6年8月17日(土)	対象:	看護学科教員
内容:	新任～中堅看護職員への支援～効果的な学生指導に向けて		
研修名:	「選ばれる学校づくり」セミナー	連携企業等:	㈱応用社会心理学研究所(アспект)
期間:	令和6年9月25日(水)	対象:	看護学科学科長
内容:	「教育」に投資するブランド型広報への変革		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

教育活動その他学校運営の状況に係る自己評価に対して、企業や病院・その他学校関係者で構成される外部委員による学校関係者評価を実施することでより広く意見を求め、透明性のある学校づくり、そして地域とともにある学校づくりとなるため、教育の質の向上を図ることで学校運営の改善に生かすことを基本方針としている。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	I.教育理念・目的・育成人材像
(2)学校運営	II.学校運営
(3)教育活動	III.教育活動
(4)学修成果	IV.学修成果
(5)学生支援	V.学生支援
(6)教育環境	VI.教育環境
(7)学生の受入れ募集	VII.学生の募集と受入
(8)財務	VIII.財務
(9)法令等の遵守	IX.法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	X.社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

①教育活動

講師の時間的制約のため、5限目授業が入る場合があり、自宅での自己学習の確保に課題があるとの指摘について、外部講師との時間調整や変更、カリキュラムを見直し効果的な内容方法を吟味していく予定としている。

②学修成果

看護師になりたいが学習についていけず、精神的に不安定となり進路変更となる場合が多いなど、特別に配慮が必要な学生の割合が多く、対応する教員のその体制が確立できていないとの指摘について、まずは合理的配慮の義務化に向けての体制づくりとしてカウンセラーの導入が急務である。その上で教育方法の開発、他学科の教員との事例検討会開催など段階的に実施していく。さらに教員には外部研修へも参加していただき、将来的に学内認定制度を整えるなど、教員の独自のキャリアアップシステムが必要ではないかと考えている。

③学生の受け入れ募集

入試に関する受験資格について、質の高い学生を確保するためことが必要との指摘について、特に総合型入試の在り方を検討する必要がある、入試面接評価表の内容を変更していく。具体的には高校在学中に取得した資格やクラブ活動などに精力的に取り組んだ点を加点方式で採用するなどのこと検討していく。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
西村 和人	株式会社DPPヘルスパートナース 営業部長	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日(1年)	企業等委員
佐々木 伸樹	独立行政法人国立病院機構福山医療センター 看護師	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	企業等委員
西川 文雄	西川金物店 代表者	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日(1年)	企業等委員
望月 重伸	学校法人静岡医療学園 理事	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	企業等委員
住田 祐樹	医療法人三宅会三宅グッドライフ病院 理学療法士	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	卒業生
灰垣 俊志	医療法人紅萌会福山記念病院 作業療法士	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	卒業生
立野 華世	株式会社須田塾 講師	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	企業等委員
阪本 洋介	鳥取中央高等専門学校 校長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.fukuiryo.ac.jp/koukai/>

公表時期: 令和6年5月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

連携企業に対して学校の運営状況をより理解いただけるよう、臨地実習調整会議等で定期的に情報提供しホームページ等を活用した情報公開を行い、最新情報の提供に努める。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	1.学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	2.各学科の教育
(3)教職員	3.教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	4.キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	5.教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	6.学生サポート
(7)学生納付金・修学支援	7.学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	8.学校の財務
(9)学校評価	9.学校評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL: <https://www.fukuiro.ac.jp/koukai/>

公表時期: 令和6年5月31日

授業科目等の概要

(医療専門課程 看護学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			物理学	看護師などの医療従事者にとって、一見、物理学は不要と感じられ、さらに苦手意識をもっている者も多い。しかしながら物理を理解することで、医療現場で実際に役立つことが多くある。そこで本授業では、看護学で有用と考えられる物理学の重要性を修得することを目的に授業を進める。	1前	15	1	○			○			○	
2	○			化学	医療の一端を担う看護師にとって化学は必須の学問である。医療現場では化学単位や学術語が頻繁に使われていることから、看護師は十分な化学知識を正確に理解する必要がある。本授業では、看護学で必要となる化学単位から無機化学、さらに有機化学の基礎を学修することを目的とする。	1前	15	1	○			○			○	
3	○			情報処理	問題を解きながら、パソコンの基本操作を身に付ける。伝えたい内容が明確に表現できるようなプレゼンテーションの準備ができる。	1前	30	1	○			○			○	
4	○			統計学	統計学の基本的な考え方とその有効性、代表的な統計手法について理解する。	2前	15	1	○			○			○	
5	○			LTD学習法	協同学習の理論と技法に基づき、ペアやグループを効果的に使用した活動性の高い授業を展開する。LTDによる文章読解を体験的に理解することにより、LTDを「討論」や「文章作成」にも活用できるようにする。	1前	15	1	○			○			○	
6	○			心理学	人間の行動を理解したり、行動の評価をするためには、心理学に基づいて行うことが必要である。学習、発達、健康などを心理学で捉えることによって、対処方法を見出し理論的に理解する。	1前	30	1	○			○			○	
7	○			文学	生涯学習の基盤となる文学に親しむ態度を身につける。主体的に文学作品と向かい合い、内容や主題に対する問題意識を持つ。文学作品に対して幅広く興味を持ち、読書の習慣を養う。	1前	30	1	○			○			○	
8	○			教育学	国際教育、人権教育、環境教育など領域から多角的に教育学を講じ、これからの社会について教育と看護の側面から捉えさせる。人間の生命や成長にかかわる職業に就くために必要な倫理観と幅広い見識を身につけさせる。	1後	30	1	○			○			○	
9	○			社会学	現代の社会における課題を看護の観点から、医療・福祉・介護・看護について理解する。	2前	30	1	○			○			○	
10	○			家族と社会	人間福祉の観点から家族社会学および家族心理学を基本に家族と個族関係について学修する。	2前	15	1	○			○			○	
11	○			憲法と法律	最初に普通の生活に直接かわる法として民法などの”我々が従うべき法”について学ぶ。そこには、契約や婚姻といった身近な事例が含まれる。その上で、憲法という”国が従うべき法”について学び、それが何のために存在し、なぜ大事なのかという点について学修する。	1後	15	1	○			○			○	
12	○			国語表現法	円滑な社会生活を営むために、日本語の基礎的知識および実用的な文章作法を身につける。また、生涯学習の基盤として、文章や図表などの資料を読み解き、内容の正確な理解と解釈を可能とする読解力を養う。	1後	30	1	○			○			○	
13	○			英語 I	平易な英語で書かれた文章を読み、英文法の基本事項も確認する。	1前	30	1	○			○			○	

14	○		英語Ⅱ	医療・保健・健康分野の専門的英文を（辞書を使って）正確に読む力を身につける、医療英単語を修得する、健康およびライフスタイルに関する英文ニュースを購読することにより外国の医療事情を知ることとする。	1 後	30	1	○			○		○
15	○		英会話	医療現場での英語（及び外国語）の重要性や海外での医療・看護支援での外国語によるコミュニケーション力について理解する。	2 前	30	1	○			○		○
16	○		健康とスポーツ	授業に演習を取り入れ体験学習をする。体験学習を通じて、その必要性和具体的な行動を理解する。集団指導については、各自が企画したことをグループ内で発表し評価する。	1 前	30	1	○			○		○
17	○		人体の構造	人体の構造と人体の機能を統合し、人体を系統的に理解できるよう解説する。また、健康な状態と障害のある状態を観察する力や判断力を養う。	1 前	60	2	○			○		○
18	○		人体の機能	正常の人体機能とそれらの統合作用を理解することによって、病的状態にある人体を考え評価する基盤をつくる。	1 前	30	1	○			○		○
19	○		生命科学	生物がもつ多様性と共通性を理解し、生物とは何かという基本概念と基本構造について学ぶ。また、生命現象の基本的なしくみとして物質を中心にタンパク質などの生体を構成する物質や遺伝子とその働きについて理解する。	1 後	15	1	○			○		○
20	○		生化学	生体の構成成分のみならず、いかに恒常性を得ているか、さらに恒常性の破綻がどのような疾患発症に関与するかを学修する。	1 後	30	1	○			○		○
21	○		臨床栄養学	人体にとっての栄養の意義を理解し、各種疾患と栄養食事療法の関連について学ぶ。	1 前	30	1	○			○		○
22	○		薬理学	看護学を学ぶための基礎知識として、薬物療法の原理、薬物代謝、投与方法、副作用、代表的な薬物の作用の仕組みを学び、さらに、主な疾患の薬物療法について理解する。	1 後	30	1	○			○		○
23	○		病態生理学	病態生理学は人体の構造や人体の機能などの専門基礎分野と成人看護などの専門分野の知識をつなげる役割をする科目である。人体の構造や人体の機能で学ぶ正常な生理機能の知識をふまえて重要な病状や徴候の病態生理を学習する。	1 後	30	1	○			○		○
24	○		病理学総論	人間がどのような原因で病気になり、その病気が人体にどのような機序で影響を及ぼし、人体の構造をどのように変化させていくのかを学ぶ。先天異常、代謝障害、進行性病変、循環障害、炎症、免疫病理と感染症、腫瘍について学ぶ。	1 前	30	1	○			○		○
25	○		病理学各論	病理学は、基礎医学と臨床医学を結びつける学際領域の学問であり、臨床にかかわるときの医学知識を礎となるものである。主な内容として、循環器・血液・造血器・呼吸器・消化器・泌尿器・生殖器・内分泌腺・中枢神経・運動器・膠原病および厚生労働省指定の難病・AIDSなどである。	1 後	30	1	○			○		○
26	○		微生物学	病原微生物の生物学的特徴、人の生活との関わり、感染症の基本概念について学ぶ。主な感染症及び原因となる微生物について学ぶ。併せて感染症の原因となる主な微生物の検査法・治療法について学ぶ。	1 前	30	1	○			○		○

27	○		病態治療学Ⅰ	腎・泌尿器疾患・生殖器疾患・内分泌・代謝疾患・膠原病・アレルギーの病態生理・症状・検査・治療について理解する。	1 後	30	1	○			○		○	
28	○		病態治療学Ⅱ	疾患とその医学的対応の視点から、看護の展開に必要なとされる医学的な基礎知識として、脳・神経障害・感覚器障害・運動器障害の病因と病変特徴及び系統別疾患の病態・治療・検査について学ぶ。	1 後	30	1	○			○		○	
29	○		病態治療学Ⅲ	呼吸器障害・血液・造血器障害・循環器障害患者の病態生理・症状・検査・治療について理解する。また免疫疾患の病態生理・症状・検査・治療について理解する。	1 後	30	1	○			○		○	
30	○		病態治療学Ⅳ	外科学総論を踏まえ、消化器系・乳腺内分泌・呼吸器障害患者の外科的・症状・検査・治療について展開する。また手術療法の治療について理解する。	1 後	30	1	○			○		○	
31	○		現代医療論	医療チームの一員としての自覚や看護倫理の学びに関連させ、人間尊重の理念を深め、健康を守るための様々な捉え方を学修する。	1 後	15	1	○			○		○	
32	○		地域医療	高齢化が進み「健康を増進する、病気を予防する、病気を管理する」ことへ転換されるようになり、住民の健康問題のみならず、生活の質にも注目しながら、住民一人ひとりに寄り添って支援できる医療活動を学修する。	2 前	15	1	○			○		○	
33	○		生命倫理	遺伝子治療、ゲノム改変の基本的な役割から医療倫理・臨床倫理を包括した生命倫理学を理解する。主に遺伝子技術や生殖技術、移植医療、人工妊娠中絶、安楽死について生命倫理的に理解する。	2 前	30	1	○			○		○	
34	○		保健医療福祉制度	医療・福祉分野で重要なファクターである保健医療福祉制度について理解する。関係法規についても理解を深める。看護師として対象者を包括的に支援できるようにするための知識を身に付ける。	2 後	30	1	○			○		○	
35	○		人間関係論	良好な人間関係づくりを目指すための考え方や方法について学ぶ。患者・家族との関係づくりを行い、チームケア実践のための学びを行う。講義及び模擬体験場面を交えながら学ぶ。	1 前	30	1	○			○		○	
36	○		カウンセリング	コミュニケーションについての考え方やカウンセリング理論・技法について学び、終末期ケア領域、母性看護領域、老年看護領域、がん看護領域、精神看護領域、地域看護領域など様々な看護領域で応用できるコミュニケーション・スキルについて演習を通して学習する。	1 後	15	1	○			○		○	
37	○		ボランティア論	・様々な分野のボランティア活動の実践を具体的に、映像や資料を用いて学ぶ。 ・ボランティアについて考える事ができるように、グループワークなども取り入れながら、授業進行をする。 ・ボランティア情報の収集の仕方や活動に参加する際の注意事項について学ぶ。	1 後	15	1	○			○		○	
38	○		看護関係法規	法令がなぜこのようになっているのか、看護との関係はどうなのか。他の科目で学んだことや日常生活や実習での経験、書籍、テレビ、新聞、インターネットなどからの情報とも関連づけて理解する。	2 後	15	1	○			○		○	
39	○		看護学概論	看護の先駆者たちの主要観念等を通して看護の本質を理解し、専門職としての自己の看護観を発展させていく基本的能力を学修する。看護活動が科学的根拠に基づき倫理的に実践できることの重要性を学修する。	1 前	30	1	○			○		○	

40	○		看護倫理	職業倫理としての看護理論について学び、医療・看護をめぐる倫理原則を理解する。	2後	15	1	○			○		○	
41	○		コミュニケーション	コミュニケーションとは何か、種類、影響するものなどを考えながら、コミュニケーションを理解する。様々な場面を設定し技術を体験する。	1前	15	1	○			○		○	
42	○		看護過程	看護過程を構成する要素とそのプロセス、また、看護過程を用いることの意義を理解し看護の展開方法について修得する。	1後	30	1	○			○		○	
43	○		フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメントの重要性を学び、身体診察に必要な知識や技術を系統別に理解する。知識と技術を統合し、演習を行う。	1後	30	1	○			○		○	
44	○		看護技術Ⅰ	技術の概念を学び、看護技術の意義と特徴について理解し、技術習得の重要性を理解する。患者の安全と安楽を守るための看護技術の考え方と方法を学ぶ。	1前	60	2	○			○		○	○
45	○		看護技術Ⅱ	看護におけるコミュニケーション技術と観察及び報告の意義と方法について学ぶ。バイタルサインの測定の技術を学ぶ。	1前	30	1	○			○		○	
46	○		療養環境・療養生活援助技術	看護における環境の概念を学び、対象の生活環境を調整する知識と技術を学ぶ。対象における活動、休息の意義と援助を理解し、それを整えるための技術を習得する。主体的に繰り返し練習する。	1後	30	1	○			○		○	
47	○		臨床看護学総論	健康障害をもつ対象の症状・経過・治療処置を理解し、その状況・状態に応じた看護の方法を学ぶ。	2前	30	1	○			○			○
48	○		感染管理	感染と感染予防の基礎的知識を理解する。感染予防の基本的な考え方を学び、スタンダードプリコーション、感染別予防対策、医療機関の組織的感染防止への取り組みを理解する。感染経路への対策として手洗い、滅菌物の取り扱いや個人防護用具の使用など演習を通して理解する。	2前	15	1	○			○		○	
49	○		看護研究Ⅰ	看護研究の必要性を理解し、研究に必要な基礎的知識を修得する。	2前	30	1	○			○		○	
50	○		看護研究Ⅱ	修得した看護研究の基礎的知識によりケーススタディーをまとめる。	3通	30	1	○			○		○	
51	○		基礎看護実習Ⅰ	医療施設及び福祉施設における生活環境を理解し、基礎看護技術を実践する基礎的能力を養う。	1前	45	1				○	○	○	○
52	○		基礎看護実習Ⅱ	看護の対象である患者の全体像を理解し、看護過程が展開できる基礎的能力を養う。	2後	90	2				○	○	○	○

53	○		成人看護学概論	成人期にある人々の特徴を理解し、保健活動及び健康段階に応じた基本的な看護について学ぶ。	1後	30	1	○				○		○		
54	○		成人看護学援助論Ⅰ	周術期の経過に沿った看護の特徴を理解し、対象者の身体的・精神的・社会的特徴を捉え、対象者と家族への看護援助を修得する。	2前	30	1	○				○		○		
55	○		成人看護学援助論Ⅱ	急性期にある成人と、クリティカルケア看護の特徴を理解し、看護援助の基本について知識と技術を修得する。	2後	30	1	○				○			○	
56	○		成人看護学援助論Ⅲ	成人期の健康障害から回復過程にあるリハビリテーション看護の対象者の特徴を理解し、看護援助の基本についての知識と技術を修得する。	2前	30	1	○				○		○		
57	○		成人看護学援助論Ⅳ	慢性期に経過する疾患をもち、生涯にわたりセルフマネジメントが必要な成人と家族の特徴を理解し、看護援助の基本について知識と技術を学び、人体の機能系統別に成人が罹患しやすい主な疾患について、関連する基礎知識を統合し、必要な看護援助を修得する。	2後	30	1	○				○		○		
58	○		成人看護学援助論Ⅴ	がん患者に対する看護の重要性を理解し、がん医療の特徴を捉え看護の基本を学び、がん治療と関連性のある緩和ケアの基本知識と看護援助を学修する。また、終末期の概念や、倫理課題、チーム医療の重要性とともに終末期における対象者と家族の特徴を理解する。	2後	30	1	○				○		○		
59	○		老年看護学概論	人の「老い」の観念に基づいて、高齢期の特徴を学び、老年看護の基本的姿勢を理解する。また、高齢社会の健康生活を巡る動向と課題を理解する。	1後	30	1	○				○			○	
60	○		老年看護学援助論Ⅰ	高齢者の健康段階に応じた看護の概要を理解し、ヘルスアセスメントについて理解できる。また、高齢者の自立支援・介護予防の概念、支援に関する要素を理解し、生活の場における看護援助を理解する。	1後	30	1	○				○			○	
61	○		老年看護学援助論Ⅱ	高齢者の各種段階における看護の特徴を踏まえて、高齢者によくみられる疾患、検査、治療について、特徴や問題を理解し、看護の知識を修得する。高齢患者の状態をアセスメントし、看護過程の展開が理解できる。高齢者の暮らしを守るための多職種連携・協働の必要性が理解できる。	2前	45	2	○				○			○	
62	○		小児看護学概論	現代の児童観をしっかりと捉え、小児及び家族の健康上の課題や現代社会における小児と家族の問題について理解する。また、健康な小児や家族の成長・発達の支援に求められる養育・看護について知識と技術を学修する。	2前	30	1	○				○		○		
63	○		小児の健康障害と看護	現代の児童観をしっかりと捉え、小児及び家族の健康上の課題や現代社会における小児と家族の問題について理解する。また、健康な小児や家族の成長・発達の支援に求められる養育・看護について知識と技術を学修する。	2後	15	1	○				○		○		
64	○		小児看護学援助論	疾病や症状が小児や家族に与える影響を理解し、小児看護に必要な看護実践方法を学ぶ。また、疾病を持つ小児と家族の看護について、病態と発達段階の側面から成長発達を踏まえた看護実践方法について学修する。	2後	45	2	○				○		○	○	
65	○		母性看護学概論	母性看護の基盤となる概念から母性看護の対象をとらえ、母性の特徴を学び、母性看護の機能と役割について理解する。	2前	30	1	○				○		○		

66	○		女性の健康障害と看護	妊娠・分娩・産褥・新生児の各期の異常と看護について学び、また、女性生殖器疾患の看護を理解する。	2 前	15	1	○			○			○	
67	○		母性看護学援助論	妊娠・分娩・産褥・新生児の正常な看護を理解する。また、正常な妊産婦の経過と新生児を家族とともに総合的にアセスメントし看護援助を修得する。	2 後	45	2	○			○		○	○	
68	○		精神看護学概論	現代社会と精神医療・看護の諸問題を踏まえて、精神の健康、健康障害の概念を学び、ライフサイクルと生活の場における精神保健と支援のあり方について理解する。	2 前	30	1	○			○		○		
69	○		心の健康障害と看護	精神医療を学び、精神の健康障害について、看護に関する基本的な知識、病態、検査、治療について理解する。	2 前	15	1	○			○			○	
70	○		精神看護学援助論	精神看護の特徴や役割について学び、精神科医療・身体ケアの意義、看護に活用する技法など看護援助を修得する。	2 後	45	2	○			○		○		
71	○		成人看護学実習Ⅰ	慢性疾患を持つ患者の健康状態と特徴を理解する。また、セルフマネジメントに向けた支援について理解し、実践する。終末期にある患者の尊厳を尊重した看護援助について体験を通して理解する。	3 通	90	2			○		○	○	○	○
72	○		成人看護学実習Ⅱ	生命危機状態から回復過程をたどる患者の看護を、クリティカルケアとともに理解する。また、リハビリテーション期の機能回復に向けた看護を理解し、患者・家族に対して必要な援助について理解する。	3 通	90	2			○		○	○	○	○
73	○		成人看護学実習Ⅲ	周手術期にある患者の看護の特徴を理解し、看護の役割や援助について理解する。身体的・精神的・社会的特徴を理解するとともに、術後合併症を予防し、回復を促進する看護過程の展開を理解する。	3 通	90	2			○		○	○	○	○
74	○		老年看護学実習Ⅰ	健康障害があり施設で生活している高齢者の特徴を理解し、健康回復及び生活機能の維持・向上に必要な看護を理解し、実践できる基礎的能力を養う。	2 後	90	2			○		○	○	○	○
75	○		老年看護学実習Ⅱ	老年看護の対象者である高齢者を全人的に理解し、健康上の課題をアセスメントする。さらに対象者の個性を踏まえて健康課題を軽減するための看護計画を立案し、実践した看護を評価・修正することを学修する。また、対象者の継続ケアの必要性やチームケアの必要性と看護の機能を理解し、専門的に援助できる知識・技術・態度について学修する。	3 通	90	2			○		○	○	○	○
76	○		小児看護学実習	子どもの成長発達と援助が理解でき、入院や疾病が子どもと家族に与える影響と、家庭療養に向けた看護について体験を通して理解する。	3 通	90	2			○		○	○	○	○
77	○		母性看護学実習	母性看護の対象を理解し妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期の必要な看護を学び、健康課題を捉え、対象者がセルフケアできるように看護実践を通して母性看護に必要な基本的看護を修得する。	3 通	90	2			○		○	○	○	○
78	○		精神看護学実習	精神科医療施設で行われている医療・看護活動の実際を学び、精神疾患をもつ人々の健康を回復する過程において、実践的な援助活動を理解し、看護過程を展開する能力について学修する。	3 通	90	2			○		○	○	○	○

79	○		在宅看護論	在宅看護の目的を理解し、在宅看護に関する制度や在宅看護の対象者の特徴、家族を取り巻く社会背景や在宅看護の仕組みを学び、関係職種との連携方法や社会資源など、在宅看護の役割と機能について学修する。	2 前	30	1	○		○		○	
80	○		在宅看護援助論	在宅看護の対象者やその家族を支える社会制度や社会資源、対象者やその家族の地域環境、地域の特性を理解する。そして、対象者やその家族の健康と生活問題に対応する看護職、他職種の役割を理解する。また、在宅看護に必要な具体的援助活動を学び、看護師や他職種の役割と在宅看護の機能、連携や社会資源の活用方法を理解する。	2 前	45	2	○		○		○	
81	○		訪問看護技術	訪問看護の提供場所は療養者の家庭であり、家族状況全般を理解する。訪問看護師の知識・技術・役割を学び、他職種との役割や連携の必要性について理解する。	2 後	30	1	○		○		○	
82	○		医療安全・リスクマネジメント	人間のエラーの特性を踏まえて、医療事故防止の考え方、医療自己分析法、看護事故防止の実践について具体的に知識と技術を学び、看護師の事故防止の責任と役割について理解する。	2 後	15	1	○		○		○	
83	○		災害看護学	災害・地震災害時の基礎知識を学び、適切な対応を理解し、基本的な目的ある対象の「命を救い、生を支える」看護について学ぶ。	2 後	15	1	○		○		○	
84	○		国際看護学	世界の健康問題の現状を学び、諸外国における保健・医療・福祉の実情と課題を理解する。国際的な広がりを持つ災害看護や国際協力的重要性を理解し、国際社会における看護師の役割を学ぶ。	2 後	15	1	○		○		○	
85	○		看護管理	看護を取り巻く諸制度のもとに看護管理の概念について学び、マネジメントに必要な知識と技術について理解する。看護ケアマネジメントの要素に含まれる医療安全についても理解する。	3 前	15	1	○		○		○	
86	○		在宅看護論実習	在宅看護の対象者およびその家族を理解し、健康の保持増進・疾病の予防及び、QOLの向上を目指した生活の維持拡大、自立への看護活動を通して地域の保健・医療・福祉体制における看護の展開ができる能力について学修する。	3 通	90	2		○	○	○	○	○
87	○		看護の統合と実践実習	複数の患者に対して、ケアの優先順位を判断し、自らの考えと創意工夫ができる能力について学修する。看護チームのメンバーとして他職種との連携や看護管理のマネジメントができる基礎的能力を養う。看護チームのメンバーとして夜間の看護状況を理解する基礎的能力について学修する。	3 後	90	2		○		○	○	○
合計					87	科目	105 (3,090) 単位 (単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 学科の定める全ての授業科目の単位修得の認定を受ける。		1 学年の学期区分	2 期
履修方法： シラバスによりあらかじめ明示された講義、演習、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の成績により認定を行う。		1 学期の授業期間	15 週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。